

鹿児島県後期高齢者医療広域連合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例

平成19年7月18日

条例第21号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2の規定に基づき、人事行政の運営等の状況の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(報告の時期)

第2条 任命権者は、毎年5月末までに、広域連合長に対し、前年度における人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

(報告事項)

第3条 前条の規定により人事行政の運営の状況に関し、任命権者が報告しなければならない事項は、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員を除く。）を除く。以下同じ。）に係る次に掲げる事項とする。

- (1) 職員の任免及び職員数に関する状況
- (2) 職員の給与の状況
- (3) 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- (4) 職員の分限及び懲戒処分の状況
- (5) 職員のサービスの状況
- (6) 職員の研修の状況
- (7) 職員の福祉及び利益の保護の状況
- (8) その他広域連合長が必要と認める事項

(公平委員会の業務に関する報告)

第4条 広域連合長は、毎年4月末までに、公平委員会の事務を委託している鹿児島県人事委員会から、次に掲げる事項について前年度における業務状況の報告を受けるものとする。

- (1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

(公表の時期)

第5条 広域連合長は、第2条及び前条の規定による報告を受けたときは、毎年8月末までに、第2条の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前条の規定による報告を公表しなければならない。

(公表の方法)

第6条 前条の公表は、次に掲げる方法で行う。

(1) 鹿児島県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年条例第2号）

第2条第2項に定める掲示場への掲示

(2) インターネットによる公開

(3) 広域連合長が指定する場所で供覧

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。